

大切なお知らせです。必ずお読みください。

1 教習期限について

- (1) 中型自動車・準中型自動車・普通自動車・自動二輪は、教習開始から**9ヶ月間**です。
- (2) 限定解除は教習開始から**3ヶ月間**です。
- (3) 教習期限内に教習が終了しない場合は期限切れとなり、**すべての教習が無効**となります。

2 検定期限について

- (1) 卒業検定期限は教習が終了した日から**3ヶ月間**です。
- (2) 期限内に受検し合格できない場合、**すべての教習が無効**となります。(全車種共通)
- (3) 普通車の仮運転免許学科試験は、修了検定に合格した日から3ヶ月以内に受検し、合格できない場合は修了検定の合格は無効となり、再度修了検定を受検しなければなりません。

3 解約(退校)について

- (1) 教習開始前の解約
入校料金、適性検査料金、教本料金(未使用であればお引き取り可能)、先行学科1を受講された場合は受講学科1時間分をお支払いいただき、それ以外の教習料金は返金致します。
- (2) 教習開始後、または教習期限切れの解約
 - ア 入校料金、適性検査料金、教本料金、教習の中で受講された学科及び技能教習料金、検定料金、考査料金はお支払いいただきます。
 - イ 未受講の学科及び技能教習料金、検定料金、考査料金は返金致します。
ただしこの場合、**解約金として10,800円(税込)**の手数料をいただきます。
 - ウ **入校後1年以上経過してしまうと、納入金は一切返金できなくなりますので十分にご注意ください。**
- (3) 教習途中で転校に伴う解約
 - ア 入校料金、適性検査料金、教本料金、教習の中で受講された学科及び技能教習料金、検定料金、考査料金はお支払いいただきます。
 - イ 未受講の学科及び技能教習料金、検定料金、考査料金については返金致します。
 - ウ **転校証明書交付料として10,800円(税込)**の手数料をいただきます。
 - エ 限定解除・審査の転校はできません。
- (4) 解約の手続きについて
 - ア ご来校いただくか、お電話にてあらかじめ解約の申し出をしてください。
 - イ 突然ご来校されても解約手続きは完了致しませんのでご了承ください。
 - ウ 清算完了後、受付窓口までご本人がご来校ください。
 - エ やむを得ない理由でご本人がご来校できない場合は保護者・配偶者に限り代行手続きが可能ですが、この場合代理の方の身分を証明できるものが必要となります。
- (5) 移行手続きについて
 - ア 準中型自動車から普通自動車へ移行される場合
 - イ 普通自動車MTから普通自動車ATに移行される場合
 - ウ 大型自動二輪車から普通自動二輪車へ移行される場合
 - エ 普通自動二輪車から小型限定普通自動二輪車へ移行される場合
 - オ **移行手数料として10,800円(税込)**をいただきます。
 - カ 普通自動車MTからATへ移行する場合は、**生徒手帳代として540円(税込)**をいただきます。
 - キ その時点で超過した分の教習料金はお支払いいただき、教習差額分は返金致しません。